

# 横浜市立大学形成外科同門会 会則

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本会は横浜市立大学形成外科同門会と称する。

### 第2条（事務局）

本会は事務局を横浜市立大学形成外科医局に置く。

住所：神奈川県横浜市金沢区福浦 3-9

## 第2章 目的と事業

### 第3条（目的）

本会は横浜市立大学形成外科の発展に寄与し、学術事業の援助を行うと共に、会員相互の学術研鑽ならびに親睦を図ることを目的とする。

### 第4条（事業）

本会は第3条の目的を達するために、次の事業を行なう。

- (1) 研究会および講演会の開催。
- (2) 総会および親睦会の開催。
- (3) 同門会誌、名簿、その他の出版物の発行。
- (4) 横浜市立大学形成外科の援助。
- (5) その他、本会の目的を達成するのに必要とする事業。

## 第3章 会員

### 第5条（正会員）

本会は次の者を正会員とする。

- (1) 横浜市立大学形成外科医局に現在在籍する者
- (2) 横浜市立大学附属病院形成外科および横浜市立大学附属市民総合医療センター形成外科に6ヶ月以上常勤として在籍していた者。
- (3) 役員会において推薦され、総会において承認された者。

### 第6条（準会員）

横浜市立大学形成外科の発展に寄与した者の中から役員会で推薦され、総会において承認された者。

### 第7条（会費）

会員の年会費については別途細則にて定める。

### 第8条（退会）

会員は次の場合に退会とみなす。

- (1) 自己の申し出に基づき総会で承認された時。
- (2) 死亡した時。
- (3) 除名された時。

### 第9条（除名）

本会に不利益を与えること、また本会の目的に反する行為のあった場合、総会の議決により除名することができる。

## 第4章 役員

### 第10条（役員）

- (1) 本会は会長1名、副会長1名、運営委員数名、監事2名を置く。
- (2) 上記役員の選出は正会員の互選による。

### 第11条（役員の任期）

任期は3年とし、再任は妨げない。

### 第12条（役員の職務と権限）

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に支障のあるときにはその職務を代行する。
- (3) 運営委員は会長を補佐し、会の実務を行なう。
- (4) 監事は本会の業務、会計を監査する。

## 第5章 会議

### 第13条（総会）

- (1) 総会は本会の最高議決機関であり、正会員をもって構成される。
- (2) 定期総会は原則として年1回開催される。
- (3) 正会員の1/2以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。
- (4) 総会の議長は、会長が役員の中から指名する。
- (5) 総会において、事業計画、収支予算についての事項、事業および収支決算についての事項および本会の運営に関する事項を決定する。
- (6) 総会の議決は出席者の過半数の同意が必要である。
- (7) 会長が必要と認めた場合あるいは正会員の1/5以上の要請があった場合は、臨時総会を招集することができる。

### 第14条（役員会）

- (1) 役員会は役員（監事を除く）によって構成される。
- (2) 役員会は本会の運営に関する問題を総会に諮り、総会の決定事項を円滑に運営することを目的とする。
- (3) 役員会は会長または役員（監事を除く）の1/3以上が必要と認めたときに開催する。
- (4) 役員会は役員（監事を除く）の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意が必要である。
- (5) 監事は役員会に出席し意見を述べることができるが、議決権は持たない。

## 第6章 会計

### 第15条（会計）

- (1) 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。
- (2) 会計決算書は役員会が作成し、監事により会計監査を受けた後、総会の承認を経なければならない。

(3) 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第7章 会則の改正

### 第16条 (会則の改正)

本会則は次の場合、委任状を含めた正会員の過半数の出席をもって成立した総会において、出席者の2/3以上の賛成によって改正することができる。

- (1) 役員会が発議した時。
- (2) 正会員の1/5以上の要請があった時。

## 第8章 補則

### 第17条 (細則)

本会則施行に必要な細則は、役員会での議決後、総会の承認を経て別に定める。

### 第18条 (書類および帳簿の備え付け等)

事務局に次の書類および帳簿を備えなければならない。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿（正会員、名簿会員）
- (3) 財産目録
- (4) 収入支出に関する帳簿および証拠書類
- (5) 役員会および総会の議事に関する書類
- (6) その他必要な書類および帳簿

## 附 則

本会則は、平成29年6月17日から施行する。

## 横浜市立大学形成外科 同門会細則

### 正会員に関する細則

第1条 正会員は以下をもって構成する。

A会員：以下の会費（年額）を本会へ納めるものとし、議決権を持ち、本会の運営に携わる。また、会誌発送や会員連絡等を受けることが出来る。

1. 医学部卒業後 10 年未満は 5,000 円
2. 医学部卒業後 10 年以降は 10,000 円

ただし、5 年以上の会費未納者はB会員へと変更を行う。また、名誉会員並びに 70 歳以上の会員の会費は免除されるものとする。

B会員：会費納入は行わず、名簿への記載に留まる。議決権は持たず、会誌発送や会員連絡等は原則として行われない。

名誉会員：同門会の運営に特に功労のあった者、また同門会の名誉となる役職にあった者

- (1) 本学形成外科の教授であった者
- (2) 同門会の運営に特に功労があり、同門会長が役員会にて推挙し総会の決議を経て承認された者。

### 会計に関する細則

会計には、下記に関する通常経費、通信費、印刷費、人権費、会議費が含まれる。

- ・ 医局が主催する定時及び臨時総会、研究会、学会への補助など。
- ・ 同門会誌等の刊行、および発送。